

駿河台大学心理カウンセリングセンター規程

平成21年 4月 1日制定
令和 元年10月 3日最近改正

(総則)

第1条 駿河台大学学則第55条第1項の規定に基づき、本学に駿河台大学心理カウンセリングセンター（以下、「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、地域における心理的諸問題を持つ者の心身の健康の維持・促進を援助するとともに、本学学生に臨床心理実習の場及び教育訓練の場を提供することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 一般学外者及びセンターが特に認めた学内関係者を対象とした心理相談活動
- (2) 本学大学院心理学研究科臨床心理学専攻に所属する学生のための臨床心理実習及び教育訓練に関する諸活動
- (3) 心理相談に関する調査及び研究活動
- (4) その他、センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) 心理相談員
 - (3) センター所属専任教員
 - (4) 事務職員
- 2 センター長は、臨床心理士資格を有する心理学研究科臨床心理学専攻所属の専任教員の中から学長が理事長に推薦し、理事長が任命する。
 - 3 センター長は、学長が委任したセンターの業務を統括する。
 - 4 センター長はセンターを代表する。
 - 5 センター長は、学長がセンターに関して決定を行う場合には、求めに応じて意見を述べることができる。
 - 6 心理相談員は、本学の専任教員の中から学長が委嘱する。
 - 7 センター長及び心理相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 8 心理相談員は、センターの業務及びこれに関する教育・研究を行う。
 - 9 センター所属専任教員は、センター長の指導監督の下、前条に掲げるセンターの業務及びこれに付随する事務を、共同して又は分担して行う。
 - 10 事務職員は、センター所属専任教員の所掌する業務以外の事務を処理する。

(運営委員会)

第5条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 心理学研究科委員会から選出された専任教員若干名
- (3) センター所属専任教員

(4) 学務部長

3 運営委員会は、次の事項について審議する。

(1) センターの活動方針に関する事項

(2) センターの管理運営に関する事項

(3) センターの予算及び決算に関する事項

(4) その他必要と認められる事項

4 運営委員会は、センター長がこれを招集し、その議長となる。

5 運営委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(心理相談料)

第6条 センターにおける心理相談は、有料とする。

2 心理相談の料金に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第7条 センターの業務に携わる者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(管理運営)

第8条 センターの管理運営に関しては、本規程に定めるもののほか、センターが別に定める管理運営要領によるものとする。

2 センターの管理運営に関して必要な事項は、運営委員会が定める。

(個人情報の管理)

第9条 センターの業務に携わる者は、個人情報の取り扱いについて、学校法人駿河台大学における個人情報の保護に関する規程及びセンターが別に定める個人情報取り扱い要領を遵守しなければならない。

2 センターにおける個人情報の取り扱いに関して必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年10月1日一部改正。

平成22年3月19日一部改正。

平成25年1月1日一部改正。

平成26年4月1日一部改正。

平成27年4月1日一部改正。

令和 2年4月1日一部改正。